

令和 2 年第 9 回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 2 年 9 月 2 5 日
1 3 時 3 0 分 ~ 1 4 時 1 0 分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

令和2年第9回海老名市農業委員会定例総会

令和2年9月25日「令和2年第9回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、 管理係長 草薙 砂織、 主査 加藤 友彦、 主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第3 議案第46号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第4 議案第47号 農用地利用集積計画（案）について
日程第5 議案第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いについて
- (2) 農地造成工事施工届出書について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、深澤職務代理者からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、13番委員、14番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3、4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

【議長】 それでは、議案書5ページ、日程第1、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号13について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号13、申請地は、中野■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、社家■■■■■■、■■■、譲渡人は、上河内■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大になります。現地の案内図及び写真につきましては、資料1でございます。

以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。通常であれば、この後、譲受人が居住している地区の委員から、受付番号13であれば、18番委員から意見を発言していただくのですが、今回は申請者は9番委員に書類を持参しておりますので、まず、9番委員から意見を伺います。9番委員。

【9番委員】 9日に■■■さんと■■■■■さんのことで、名義変更したいということで、特に問題ないと思います。

【議長】 続いて、地区委員の意見を伺います。18番委員。

【18番委員】 実際、社家のほうに来る予定だったところが、9番委員のほうに行ってしまったので、現場を見れば分かると思うのですが、社家の意見としましては、譲受人の■■■さん、農業をやっております。また、農地を所有することに対しての欠格条項等もないことから、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、農家台帳には、現在、奥さんと2人でやっているという記載になっているのですが、申請書には■さん1人が農業従事者ということで記載がされておりました。経営主は、令和2年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関しましては、■さんの農業経験年数が55年、従事日数が200日となっております。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■平米、合計で■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、防除機1台、トラック1台を所有しております。また、地域集落の取決めに従って支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われま

す。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関しては、特に問題ないと思われます。

また、1点、補足ですが、今回の申請についてですが、この資料1の案内図に有馬高校と左のほうにあるのですけれども、その東側で■■■■の転用が以前申請があったと思われます。そこの申請地の筆の一部を■■さんが所有していたのですが、今回、その代替ということで、こちらの農地を取得するというを伺っております。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いたします。12番委員。

【12番委員】 それでは、ただいまの案件につきましてご報告申し上げます。

現地を視察してまいりましたが、現在の地権者の方が農用地利用集積計画の貸し借りによって貸し付けてある畑であります。現況は、借主の方がレタス栽培をされており、農地として利用されていることが確認できました。以上により、農地法第3条の規定に問題はないと思われます。よろしくお願いたします。

【議長】 それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号13について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いたします。

【主事】 この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つになります。相続人の要件といたしまして

定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づいて、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、終わる時期は全て12月末としております。

受付番号32、借り手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆になります。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、年明けの令和3年1月1日から令和8年12月31日までの6年間になります。こちら、農業振興地域内、1件の新規の計画になります。この案件につきまして、事務局のほうで現地調査をいたしました。現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件が定めている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、この件に関しては特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号32について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号32について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第5、議案第48号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、議案書10ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号5、届出地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台

帳地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。
賃貸人は、本郷■■■■■■、■■■■、賃借人は、茅ヶ崎市浜須賀■■■■
■■■、■■■■、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約になります。合意により解約する日は、令和2年2月20日、土地の引渡し日も、令和2年2月20日となっております。少々時間がたっておりますが、失念して遅れてしまったということです。なお、こちらにつきまして、事務局で9月14日に現地調査を行いました。農地として適正に管理されていることを確認いたしました。特に問題ないものと思われま。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、受付番号5について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
続きまして、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号6、届出地は、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。賃貸人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、賃借人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約になります。合意により解約する日は、令和2年9月25日、土地の引渡し日は、こちらは令和2年12月31日となっております。なお、こちらにつきましても、事務局で9月14日に現地調査を行いました。農地として適正に管理されていることを確認いたしました。特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

た。案内図と現地の写真につきましては、資料3にございますので、そちらをご覧くださいと思います。今日、お手元にお配りした資料3でございます。

まず、土地の経過ですが、申請地はもともと1つの筆でございまして、昭和41年に農地転用の許可を受け、貸家住宅用地として使用されておりました。その後、取り壊されまして、その後は駐車場として使用されていたそうです。今回、地目変更登記を行うに当たりまして、司法書士より非農地証明が求められたということで、申請に至ったということです。9月9日に、6番委員、13番委員、18番委員と事務局職員とで現地確認をさせていただきまして、現況は農地として利用されていないことを確認いたしました。また、固定資産評価証明も確認しまして、転用後、経過年数が10年以上であるということを客観的な資料からも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認しまして、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であるということを証明いたしました。

【議長】 現地調査をした農地小委員会の意見を伺います。6番委員。

【6番委員】 9月9日、今ご説明がありましたとおり、確認をいたしました。案内図がありますように、県立中央農高の南側から数十メートルのところにあります。北側、南側とも駐車場でありまして、東側は梅林、西側は道路になっております。地面は砂利が敷き詰められており、当該地には農地と言える土地は見当たりませんでした。したがって、非農地証明を出す基準をクリアしていると思われま。

【議長】 それでは、受付番号6と7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号6と7について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書12ページ、(2)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号4、農地造成は、農地の切土、盛土等によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしています。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作の中断期間が3か月以下のものについてがこの手続の対象となっております。

それでは、今回の受付番号4の申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米のうち■■■■■平米、市街化調整区域内の田です。土地所有者は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■、施工業者は、藤沢市宮原■■■■■■■■■■、■■■■■代表取締役■■■■■、■■■■■さんは、認定農業者世帯ということになっております。申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。申請地の地図は、資料2-1、2-2になっております。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請人の■■■■■さんは、イチゴ栽培をなりわいとされている方でございます。申請された土地は、全体では、今ご説明がありましたとおり、■■■■■平米、以前に390平米ほど盛土された土地でございます。そこに今回、■■■■■平米ほど土盛りをして畑を拡張するということでございます。盛土の土は、自分の家の畑の土を削りまして、その土を盛土に使用するということでございますので、特に問題ありません。

【議 長】 それでは、受付番号4について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号4については了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、(3)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号14と受付番号15ですが、被相続人(■■■■■)、権利を取得

した日、令和元年9月4日、取得の理由、相続が全て同じですので、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書の13ページでございます。こちらは、本郷の■■■さんの死亡による相続です。

受付番号14、権利を取得した者は、本郷■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、令和1年9月4日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

引き続きまして、受付番号15、権利を取得した者は、本郷字■■■■■■■■■■、■■■■、補足でございますが、■■■さんは、受付番号14の■■■■■さんの弟さんです。権利を取得した日は、令和1年9月4日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、議案書のとおりでございます。

以上、受付番号14から受付番号15を一括して報告いたします。

【議長】 それでは、受付番号14と15について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号14と受付番号15については、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

きます。

次に、議案書 14 ページから 16 ページ、(4) 農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

14 ページ、農地法第 4 条の受付番号 10、15 ページから 16 ページの農地法第 5 条、受付番号 47 から 54 の 8 件、合わせて 9 件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号と農地法第 5 条第 1 項第 7 号です。

議案書 14 ページでございます。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 2 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの間に届出がされたものです。

受付番号 10 の 1 件で、畑、85.06 平米、田、0 平米、合計、85.06 平米です。

続きまして、議案書の 15 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 2 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの間に届出がされたものです。

受付番号 47 から 54 までの 8 件で、田、812 平米、畑、1,812.60 平米、合計、2,624.60 平米です。

これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第 4 条、受付番号 10、農地法第 5 条の受付番号 47 から 54 について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第 4 条の受付番号 10、農地法第 5 条の受付番号 47 から 54 については、一括了承とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、事務局から何かございますか。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。長時間、ありがとうございました。

(終了 午後2時10分)